

# 子どもの権利を誰が守るのか

～子どもの権利侵害・政治のネグレクト～

明石市長（弁護士・社会福祉士）泉 房 穂

## 一．はじめに（発想の転換）

### 1. 子どもは権利主体

**子どもは、親の持ち物ではない**

⇒ 子どもの権利擁護（離婚に際しての）は、社会の責任

### 2. 行政・司法の役割

**「法は家庭に入らず」では 子どもを救えない**

⇒ 行政関係者や司法関係者による 積極的な公的関与が不可欠

### 3. 日本の国家的課題

**子ども・ひとり親家庭の貧困** の原因是、  
**政治・法律の貧困** にある

⇒ 社会課題（少子化・格差社会・貧困の連鎖など）の解決の観点からも  
離婚と子どもに関する法整備が必要

## 二．明石市の取り組み

\*報告書「明石市こども養育支援ネットワークの奇跡」（別添）参照

### I. 相談・情報提供

- ① **こども養育専門相談**（家裁調査官経験者等） 2014年4月～
- ② パンフレット「親の離婚と子どもの気持ち」の配布 2014年10月～
- ③ 離婚前講座「離婚後の子育てと子どもの気持ち」 2015年1月
- ④ 離婚後の子育てガイダンス 2016年8月～

### 2. 取り決め支援

- ① **参考書式（養育費・面会交流に関する合意書）の配布** 2014年4月～  
明石市の養育費取決め率が翌年に1割上昇〔法務省発表〕  
その後、法務省も全国の自治体での配布を開始 2016年10月～
- ② 調停申立書の書き方などのアドバイス（弁護士職員等） 2014年4月～
- ③ **公費助成（公正証書作成費用・調停申立費用の全額）** 2020年8月～

### 3. 養育費

- ① **民間保証会社と連携した養育費立替** 2018年11月～  
明石市が保証料を負担し、不払いの場合、保証会社が1年分を立替
- ② **明石市独自の養育費立替（公的立替）** 2020年7月～  
明石市が義務者に督促し、不払いの場合、1か月分を立替・回収
  - ▶ 督促だけで養育費の支払いに至ったケースも一定数ある
  - ▶ 立替分についても半額以上がすでに回収できている
  - ▶ 特にトラブルもなく、公的立替の有効性は明らか

### 4. 親子交流（面会交流）

- ① 子どもと親の交流ノート（養育手帳）の配布 2014年10月～
- ② 面会交流のための場所（天文科学館など）の無料提供 2014年10月～
- ③ **明石市による面会交流のコーディネート** 2016年10月～  
父母それぞれと事前面談・日程調整のうえ、子どもの受渡しや、  
交流の場における付添いなどを行う（すでに220回以上実施）

## 5. 関係機関との連携

- ① こども養育支援ネットワーク連絡会議の継続実施 2014年4月～  
法テラス兵庫、FPIC大阪、明石公証役場、神戸家裁 なども参加
- ② 法テラス明石市役所窓口の開設 2014年5月～2016年3月

## 6. 関連施策

- ① こどもふれあいキャンプ 2015年8月
- ② 無戸籍者のための相談窓口 2014年7月～
- ③ 児童扶養手当の毎月支給 2017年4月～

## 7. こどもを核としたまちづくり

\*明石市 市政ガイド2021(別添)参照

- ① 子育て費用 5つの無料化 すべて所得制限なし
  - (1) 18歳までの医療費 (2) 中学校の給食費 (3) 第2子以降の保育料
  - (4) 公共施設の入場料 (5) おむつ宅配 など
- ② こども食堂の全小学校区での実施 2018年7月～
- ③ 児童相談所の新設 2019年4月

## 三. 法制審議会へのお願い

### I. 子どもの権利の明確化

- ① 子どもの権利としての「**養育費請求権**」の明記
- ② 子どもの権利としての「**面会交流を求める権利**」の明記
- ③ 離婚に際しての「**子どもの意見表明権**」の保障

## 2. 離婚手続の見直し

- ① 子どもの権利に配慮した離婚手続の新設  
(養育費や面会交流の決めを前提とした簡易迅速な公的離婚手続)
- ② **決めの原則義務化** (DV事案等を除いて)

## 3. 取決め支援

- ① 市役所における合意の債務名義化(公正証書の作成権限の付与など)
- ② 債務名義作成費用の無償化(調停申立費用、公正証書作成費用など)

## 4. 養育費の履行確保

- ① **悪質な養育費不払者への罰則規定** (罰金など)の創設
- ② **養育費の強制徴収制度** (給与からの天引きなど)の創設
- ③ **養育費の立替制度** (公的な督促・立替・回収制度)の創設
- ④ **履行確保に要する法的手続費用等の無償化** (弁護士費用も)

## 5. 面会交流

- ① 「面会交流」という用語の変更(「親子交流」「親子の時間」など)
- ② 面会交流の条文を養育費とは別に規定(民法766条1項の別条文化)
- ③ **DV事案等への「特段の配慮」規定の明記**
- ④ 公的な支援制度の創設  
(家庭裁判所調査官等による家庭裁判所等での子どもの受渡し支援や  
面会交流の際の付添い支援の制度の創設など)